

文献史料からみた法隆寺の火災年代

東野治之

一、はじめに

法隆寺が創建後百年を出ないで火災に遇ったことは、『日本書紀』天智紀や『上宮聖徳太子伝補闕記』の記事で有名である。しかしその年代をめぐっては、周知の通り明治三十八年以降活発化した所謂再建非再建論争の中で激論がたたかわされた。その詳しい経過は、別に要を得た紹介があるので^①省略に従うが、再建論が天智九年(六七〇)の記事を正しいとして、火災をこの年と主張したのに対し、非再建論では、天智九年より六十年(干支一巡)を遡る推古天皇十八年(六一〇)にその年代を充てた。これらはいずれにしても庚午年という干支に信を置く点で共通する。それに対し、皇極天皇二年(六四三)における斑鳩宮の焼亡時に、斑鳩寺も類焼したとする説も提起された。

このような中で、戦前から戦後にかけて、西院伽藍南東の若草伽藍跡や東院の下層遺跡が発掘調査され、論争は転機を迎える。即ち若草伽

藍の発掘では、西院伽藍に先行する伽藍の存在と火災による焼失が裏付けられ、これをうけて天智九年の火災が広く認められるようになった。また東院地下の発掘によって、斑鳩宮跡と推定される宮殿の遺構が検出され、それが火災によって焼亡していることが判明、さらに西院伽藍の軒平瓦に先行し、その祖型になったとみられるパルメット文の軒平瓦が発見された。以上の結果から、若草伽藍の地に創建された斑鳩寺は、当初斑鳩宮と併存していたが、まず皇極二年に宮が焼け、残った寺も天智九年に焼亡したとする見方がほぼ定説化したといえる。

しかし一九七〇年代に入って、この定説に対する重要な異論が提起される^②。これは瓦の編年観に発した論であって、皇極二年を下限とする斑鳩宮の軒平瓦と、西院伽藍の創建の軒平瓦に、三十年以上のへだたりは認めにくいとする。その場合、斑鳩宮の焼失年代は動かないので、法隆寺の火災年代を見直し、火災を推古十八年、あるいは皇極二年とする過去の説が、再提案されている。本来、若草伽藍については、発掘調査で火災の事実が確認されたのみであり、これを天智九年の

『日本書紀』の記事に結びつける確証があったわけではなかった。さきの編年観に関しては、考古学研究者の間でも異論はあるものの、別に建築史の面から、西院伽藍の造営開始を斉明朝あたりまで遡らせるべきであろうとする説も出されている。天智九年火災説は、新たな拠りどころを挙げるべき段階に入ったといつてよからう。もっとも法隆寺の火災年代を確定することは、再建非再建論争を経ても不可能であった程の難題であり、解決は容易でない。ただ、それでもなお従来見落とされてきた事実もないわけではないので、ここに私見を述べて諸賢の批正を仰ぎたいと思う。

二、天智紀の問題点

まず法隆寺の火災に関する天智紀の記事を掲げ、基本的な問題を整理しておこう。行論の便宜上、直接火災と関係のない記事も含めて引用する。

(1)是冬、修高安城、収畿内之田税。于時災斑鳩寺。

(天智天皇八年紀)

(2)二月、造戸籍、断盜賊与浮浪。(中略)又修高安城、積穀与塩。

(3)夏四月癸卯朔壬申、夜半之後、災法隆寺。一屋無余。大雨雷

震。

(以上、同九年紀)

これらの記事によると、天智天皇八年と九年に火災があったことになる。この点について、後掲のように「上宮聖徳太子伝補闕記」(以下「補闕記」と略称)には、火災を「庚午年」にかけて記すので、同じ干支の天智九年が重視されてきたことは、上にみた通りである。ただかつては、天智八年は小火災、天智九年は本格的火災とする解釈も存在した。しかしこの二つは同事重出と解すべきであろう。すでに藪田嘉一郎氏は、詳細にこのことを論じている。藪田氏は、八年と九年の火災記事が、先掲の通り共に高安城修築の記事と一連もしくは相前後して見えることから、その修築事業の過程で法隆寺に火災があったのであり、八年の記事は九年に起きた事実を先取りして記したものと考えた。藪田氏の論には中国の修史法にこだわり過ぎたところがないが、大筋で承認されるべき結論であろう。

なお付け加えるならば、藪田氏の結論は、天智紀の記事の重出が著しいという周知の事実とも矛盾せず、その意味でも説得力は高い。ただこの重出が単なる偶然から生じたかといえ、必ずしもそうとは断ぜられないであろう。天智紀は、『日本書紀』の中でも、皇極紀、斉明紀などと並んで異変記事の多い巻に属する。これらは百済の滅亡や近江遷都の予兆として記されているほか、天智紀後半の場合は、壬申の乱の予兆として記載されたものが少なくないとみられる。このように考えると、書記編者が意図的に二つの火災記事を登載した可能性もないとはいえない。八年の記事にみえる「斑鳩寺」と、九年の「法隆

寺」が、同一寺院であることは疑いないところであるが、⁹⁾近接した記事中でこうした異表記が見られるのも、原史料の違いが根本にあるとはいえ、故意に統一がはかられなかったことも考えておくべきではなからうか。

このほか蘇田氏は、同じ論考の中で、「災」の字が自然現象による火災を意味することを、中国の用例を詳しくあげて論じている。これも従うべき解釈であって、天智九年紀に「大雨雷震」とあることと相俟ち、法隆寺が落雷によって焼失したことを推定させよう。

以上のように、書紀の載せる二つの火災は、天智九年（庚午）のこととして一本化できるにせよ、それによって火災が現実に天智九年に起こったと証明できたわけではない。火災がいつ起こったかは、何らかの証拠により、別に論証されねばならない。ただ書紀の記事はあまりに簡単で、この問題を論ずるに充分でないことは明らかである。そこで法隆寺の火災について、やや詳しい記載を残す『補闕記』を検討してみることにしたい。

三、『補闕記』の検討

『補闕記』には、さきにも言及した通り、聖徳太子在世中の庚午年（推古十八）に法隆寺が焼けたとの記事があり、また巻末には火災後の動向について若干の記載がみられる。これらは従来から注目されて

きたところであるが、関係箇所のみを利用する傾向が強く、必ずしもその意味が全体として理解されているとはいえないように思われる。そのような観点から、長文になるが次に関係する前後の記事を含めて掲出し、検討を加える。¹⁰⁾

(A) ^{四十六}太子己卯年十一月十五日、巡看山西科長山本陵処。還向之時、即日申時、枉道入於片岡山辺道人家。即有飢人、臥道頭。去三文許、太子之馬、至此不進。雖鞭猶駐。太子自言、哀々〈用音〉。即下馬。舍人調使麻呂、握取御杖、近飢人。下臨而語之。可々怜々。何為人耶、如此而臥。即脱紫御袍、覆其人身、賜歌曰、科照 片岡山 飯飢 居耶世屢 〈四字以音〉 其旅人 可怜 〈中略〉。起首進答曰、斑鳩 富小川 絶者 我王 御名忘也米。飢人之形、面長頭大、兩耳亦長。目細而長、開目而看、内有金光。異人大有奇相。亦其身太香。命麻呂曰、彼人香哉。麻呂啓太香。命曰、汝者壽可延長。飢人太子、相語数十言、舍人等不知其意。了即死。太子大悲、即命厚葬、多賜餼物。造墓高大。時大臣馬子宿禰已下、王臣大夫等、咸奉譏曰、殿下雖大聖、而有不能之事。道頭飢是卑賤者、何以下馬、与彼相語、亦賜詠歌。及其死、無由厚葬。何能治大夫已下耶。太子召所譏大夫七人、命曰、卿等七人、往片岡山、開墓看。七大夫等依命、退往開墓。而有其屍、棺内大香。所斂御衣并新賜彩帛等、帖在棺上。

唯太子所賜紫袍者無。七大夫等看之、大奇嘆「聖德」。還來報命。太子、日夕詠歌、慕恋飢人。即遣舍人、取衣服而御之如故。庚午年四月卅日夜半、有災斑鳩寺。太子謂夫人膳大郎女曰、汝我意、觸事不違。吾得汝者、我之幸大(下略)。

(B)斑鳩寺被災之後、衆人不得定寺地。故百濟入師、率衆人、令造葛野峰岡寺、令造川内高井寺。百濟聞師・円明師・下水君雜物等三人、合造三井寺。家人馬手・草衣之馬手・鏡・中見・凡・波多・犬甘・弓削・薦・何見等、並為奴婢。黒女・連麻呂爭論。麻呂弟万須等、仕奉寺法頭、家人奴婢等根本妙教寺令白定。麻呂年八十四、己巳年死。子足人、古年十四年、壬午八月廿九日、出家大官大寺。麻呂者、聖德太子十三年丙午生。年十八年始為舍人。癸亥年二月十五日始出家為僧云々。さてまず問題にしたいのは、(A)の記事である。(A)は大部分を占める①片岡山の飢人説話と、それに続く②③の二つの記事からなるが、すでに早くから注意されてきた通り、①②の記事の排列には矛盾がある。即ち①が聖德太子四十六才、己卯年の出来事であるのに対し、②はその翌年であるにも拘らず、庚辰年ではなく庚午年のこととなっている。一見、庚午が庚辰の誤りかとも見えるが、書紀の天智九年が庚午に当たることからしても、元来「庚午年」であったことは確かであろう。もちろんこの場合、『補闕記』の編者は、原史料を切り貼りしたのであって、その際に繫年を誤ったということも考えられる。しかし新た

に排列するならば、干支の順序には注意を払うはずで、この誤りはおいて不可解である。かといって錯簡とも考えにくい。編者に庚辰年と誤まらせるよほどの事情があったとみななければ理解しがたいであろう。

そこで注目されるのが、新川登龜男氏の解釈である。『補闕記』が、調使、膳臣の家記を利用して成立しているのは周知のところであるが、新川氏は『補闕記』全体にわたり、その痕跡を追及された結果、①には調使麻呂が登場することからみて、調使氏の家記が典拠となっていくこと、②には膳妃の言が見えるので、膳臣氏の家記から出たと考えられることを述べ、その中間にある火災記事③は、もともと①と一連の形で、調使氏の家記に存在したとされた。即ち『補闕記』の編者は、己卯年の④の記事に、庚午年の③の記事が続いているのを見て、不用意に庚午年を己卯年の翌年と誤まったと解する。この新川氏の解釈は正鵠を得たものというべきであろう。己卯年の次に庚午年の記事を置きながら、『補闕記』編者が何らその矛盾に気づかなかつたのは、新川氏のように解して始めて納得がゆく。

では(B)の記事についてはいかがであろうか。(B)も内容からみて三段に分かれ、①は火災後の記事、②は家人・奴婢の相論に関する記事、③は太子の舍人、調使麻呂の年譜的な記事である。新川氏は③を調使家記に基づくとされたが、①②には言及されていない。また大橋一章氏は、①も調使家記に拠っている可能性を述べられているが、それは

推測にとどまって何ら論証はされていない¹³。私は(B)全体が調使氏の記録から出ているとみてよいと考える。以下順に検討してゆくこととしよう。

まず①が調使家記に拠ることは、新川氏の指摘通りで、多言を要しまい。調使麻呂の子、足人に関する記事中、「子足人古年十四年」は、新川氏が解されたように、足人は「父が死んでから十四年後」に、の意であろうが、そうなると「古」は「右」の誤りとみて、「子足人、右の年より十四年」と読むのも一案であろう。「右の年」は、麻呂の没した己巳年(天智八年、六六九)となる。「補闕記」は、この一連の年譜の記事を巻末に置いているが、もともなった調使氏の家記でもおそらく末尾近くにあったものである。というのは、①は少なくとも(A)の①を伏線とする記事と考えられるからである。即ち(A)の①では、聖徳太子が麻呂に対し、飢人が香^{かぐろ}しかったかとたずね、麻呂が、「太^{はなは}だ香し」かったと答えたところ、太子は「汝は寿、延長すべし」と予言したとある。麻呂の長寿を述べた(B)②の記事は、これに照応して置かれたものであろう。

次の問題は(B)③である。ここには直接寺名が現れないが、文中の「寺」が斑鳩寺であり、家人・奴婢が斑鳩寺のそれであることは従来から異論がない。既に早く「聖徳太子伝暦」の撰者も、そう認めて③を引用している¹⁴。ただこの箇所は従来句読の打ち方が混乱しており、特に「黒女連麻呂」などは一見カバネ姓者の名のようにも見える。しか

し「相論」までのところに現れる人名は、全て賤民の名とみななければならぬ。古代の賤民には氏姓がなかったはずで、ここはそれを前提にして考える必要がある、左のように訓読するのがよいであろう¹⁵。

家人馬手、草衣之馬手、鏡、中見、凡、波多、犬甘、弓削、薦、何見等、並びに奴婢と為す。黒女、連麻呂争論す。麻呂の弟万須等、寺の法頭に仕え奉り、家人奴婢の根本を妙教寺に白^{まじ}し定め令む。

右の文には、なお伝写の誤りが含まれているとみられるが、先にふれた「聖徳太子伝暦」による引用は、用字の変換や語句の補入があるものの、その校訂に役立つ。即ち「伝暦」では、この箇所が左のようになっている(傍訓は筆者)。

家人馬手・草衣・香美^{かかみ}・中見^{なかみ}・大吉^{たけし}・波多^{なみ}・犬養^{いぬやし}・弓削^{ゆげ}・許母^{こも}・河見等十人、為奴婢首領。其胤子今在法隆寺。分在四天王寺。婢黒女・奴連磨等、常訴冤枉。連磨弟益浦、性堪領寺。為法隆寺法頭。冤枉奴婢等根本、於妙教寺、訪定蔵置、于今未^{いま}免。

これを見ると、例えば「補闕記」の「草衣之馬手」は、「草衣」(「伝暦」では「革衣」に作る)の下に、「家人馬手」の内の「人馬手」三字を重複書写した結果ではあるまいか。「何見」も「伝暦」の「河見」が自然である。また「伝暦」が「婢黒女・奴連麻呂」と敷衍したのは、正しい理解というべきであるが、益浦をその連麻呂の弟とした

のは、『補闕記』の「麻呂」が調使麻呂であることに気づかず、不用意に「麻呂」の上に「連」を加えたためで、誤りであろう。

ところでこの(B)②の文が、調使氏の家記から出ていることは、調使麻呂の弟、万須等^⑦が重要な役割をもって文中にみえることから明らかである。しかも看過できないのは、その万須等が妙教寺において、家人らの相論を裁定したという点である。「法頭に仕え奉る」というのは、万須等が法隆寺の法頭の職にあったことを意味するとみてよいが、それならばこの裁定は、当然関係者の揃う法隆寺でなされてよい。妙教寺の所在や性格には不明の点が多いが^⑧、この場合は法隆寺以外で決裁が行われた意味を考える必要があるのでなからうか。ここで想起されるのは直前の(B)①で述べられている法隆寺の焼亡である。相論の裁定を法隆寺外で行わねばならなかったのは、法隆寺が火災によって焼失していたからであったと考えれば、極めて自然に理解にできる。従来①と②は、あまり有機的に関連づけて説明されはしなかったと思われるが、①と②は一体の記事として、こうした連関のもとに把握し直されるべきであろう。

なお以上のように考えて、改めて注意されるのは、『補闕記』に見える「白定」の語である。これはそのまま「白し定む」と読んで解せないことはない。しかし身分の確定作業であるなら、ここはあるいは「白定」の誤りではなからうか。「白定」は戸令にも見える表現で、ここでは造籍の際、面接して状況を確かめ、その待遇を決定する意味で

使われている^⑨。係争中の奴婢について、この措置が取られるのは、まことにふさわしい。『聖徳太子伝暦』が、この箇所を「訪定」(訪い定め)と書き換えたのも、原文が「白定」であったとすれば納得できよう。

このようにみてくると、(B)は全体として調使氏の家記に由来する記事となる。さきに論じた通り、(A)④⑤も同じ出処をもつと考えられるが、叙上の考察をふまえれば、(A)②の簡単な被災記事は、本来、調使氏の家記の中で、(B)①に接続していたと解するのが自然であろう。(A)④⑤⑥⑦⑧は、途中に多少の節略などはあるかも知れないが、ほぼこの順序で原史料に登載されていたと考えてよい。『補闕記』の撰者は、(B)④以降を太子とは関わりが薄いとみて、巻末に配したのである。いずれにせよ以上によって、庚午年火災後の状況は、(B)の②を含めて考えうることになる。この事実、庚午年の絶対年代確定に、あなどれない意味をもつであろう。

四、庚午年の火災と庚午年籍

(B)②によると、法隆寺では寺の焼亡にも拘らず、寺賤の身分裁定を行ったとみられるが、これは常識的にみて不可解なことといえよう。火災後、再建の寺地も定まらない状況下で、妙教寺に場を移し、それが行われたについては、よほど緊急の事情が介在したと考えるべきで

ある。やや唐突であるが、ここで注目されるのが、天智九年に作製を命じられた庚午年籍であろう。

第二節に掲げた通り、書紀が法隆寺の火災を記す二ヶ月前、天智九年二月条には、「戸籍を造り、盜賊と浮浪とを断つ」とある。これが、最初の全国的造籍として著名な庚午年籍の編纂記事であるが、八世紀の造籍の例からみても、この時一挙に庚午年籍が完成したとは到底考えられず、むしろその後、かなりの長期間をかけて造籍が完了したとみられる。のちの例によると、戸籍の名称はその造籍の始められた年をもって呼ぶのが普通であるから、書紀の記事は、造籍の開始を示すと理解した方がよい。ところで一般に造籍に際しては、良賤の区分など身分の確定が課題となることが少なくない。とりわけ庚午年籍においては、最初の全国的造籍ということもあり、氏姓や良賤身分の確定が行われ、それが後代まで、この戸籍に台帳的機能をもたせることになったとする見解がある⁽²³⁾。この説に対しては批判的意見もあり、持統四年(六九〇)の庚寅年籍に、より重要な意義を認める見解が、一七〇年代以降有力ともいえるが⁽²⁴⁾、天平宝字八年(七六四)に起きた紀寺の奴の訴訟事件⁽²⁵⁾の経過からすると、少なくとも寺賤については、庚午年籍で身分確定が行われたことは確実である。これは諸説一致して認めるところとみてよい。法隆寺の家人・奴婢身分をめぐる裁定は、こうした造籍との関連を念頭に置く時、はじめてよく理解できる。「補闕記」の「白定」が「白定」の転訛とすればなおさらである。と

もあれ庚午年籍の造籍進行にともない、各寺院にも寺賤の登録が求められたが、法隆寺はその途中火災で焼亡したにも拘らず、その要請に対応するため、寺外で寺賤の身分確定を行なったのであろう。なお、律令制⁽²⁶⁾下でも家人と奴婢の区別があったかどうかに関しては、これを疑う論者もあり⁽²⁷⁾、ここに家人とあっても、寺に仕える下層の人々と解しておくのが無難かも知れない。しかし少なくとも彼らと奴婢とを区別する必要があり、それが黒女・連麻呂らの争論につながったと判断できよう。

ただここでふれておかねばならないのは、この争論を庚寅年籍段階のものとする神野清一氏の見解である⁽²⁸⁾。神野氏は、先述のような庚寅年籍の意義を高く評価する立場から、これを庚寅年籍の施行に関係した訴良事件と推定された。しかしこの解釈には無理がある。万須等の兄調使麻呂は、天智八年(六六九)に八十四歳で没している。弟万須等が仮に二十歳年下としても、庚寅年(六九〇)には八〇代後半ということになり、到底こうした実務に当たりえたと考えられない。神野氏の所説には、他に具体的な徴証があげられているわけではなく、これを認めるのは困難であろう。

かくて『補闕記』の(B)⑥を媒介にすると、法隆寺の火災は、庚午年とはいえず、天智九年以外には考えられないという結論に達する。あるいは『補闕記』の記載は、そのような分析に耐えるほどの信頼性があるのかという懸念もなかり。しかし(B)の記事をみると、①

では国名の河内が「川内」と書かれ、のちの大安寺が「大官大寺」と書かれている。これらの表記は、おおむね七世紀後半から八世紀初めごろに特徴的なものといつてよい。それは(B)の記事が、大枠として古い事実を伝えているとする傍証となるであろう。書紀の記事と総合するならば、創建の法隆寺は、天智九年に落雷をうけて焼失、その被害は寺地を定めえず、重要な寺務も寺外で行わねばならないほど壊滅的なものであったといえる。

以上によって、庚午年の絶対年代は、定めることができたと考え。冒頭に述べた瓦の編年観は、むしろこの年代をもとに組み立てられる必要がある。その場合、『補闕記』(B)④にみえる蜂岡寺、高井寺、三井寺(法輪寺)の創建そのものを法隆寺火災後にまで下す必要がないことは、すでに説かれている通りである。法輪寺では法隆寺西院伽藍と同系文様の軒瓦も出土しているが、それは法隆寺の焼亡を機に同寺で新たな造宮が始まり、聖徳太子ゆかりの寺院として、法隆寺との結びつきが深まったことを示すのであろう。また法隆寺西院伽藍の創建を斉明朝ごろに遡らせる説⁽²⁾では、『補闕記』(B)④を皇極二年の斑鳩宮焼亡と連動させて解釈するが、すでに論じた通り、(A)③と(B)④を切り離すことは無理で、その解釈は認めにくい。この説は、法隆寺五重塔の解体修理結果をも踏まえた魅力ある仮説であるが、やはり天智九年を起点に見直されるべきであろう。

なお庚午年籍に関しては、古代史の側からさまざまな言及がなされ

てきたが、『補闕記』の争論記事がこれと結びつけて論じられたことはなかった。決して多いとはいえない庚午年籍関係史料の一つとして、これもまた再評価されなければならない⁽³⁾。

注

(1) 村田治郎『法隆寺の研究史』(毎日新聞社、一九四九年)、太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(岩波書店、一九七九年)。

(2) 岡本東三「法隆寺天智九年焼亡をめぐって―瓦からみた西院伽藍創建年代―」(奈良国立文化財研究所「文化財論叢」、同朋舎出版、一九八三年)、同「太子の寺々」(狩野久編「古代を考える 古代寺院」、吉川弘文館、一九九九年)、山本忠尚「西院創建瓦とその系譜―瓦からみた再建年代―」(特別展観 法隆寺昭和資財帳調査秘宝展図録)2、一九八四年、同「若草伽藍非焼失論」(坪井清足さんの古稀を祝う会編「論苑考古学」、天山舎、一九九三年)。

(3) 上原真人「仏教」(岩波講座「日本考古学」4、一九八六年)、毛利光俊彦「西院伽藍の造宮」(法隆寺昭和資財帳編集委員会「法隆寺の至宝」15、小学館、一九九二年)。

(4) 大岡実「法隆寺金堂の建築」(朝日新聞社「法隆寺 壁画と金堂」、一九六八年)、鈴木嘉吉「法隆寺新再建論」(奈良国立文化財研究所「文化財論叢」II、一九九五年)。

(5) 平子鐸嶺「法隆寺草創考」(増訂 仏教芸術の研究)、国書刊行会、一

九七六年)、會津八一『法隆寺法起寺法輪寺建立年代の研究』(東洋文庫、一九三三年)、喜田貞吉『法隆寺再建非再建論の清算』(歴史公論七一、二、一九三八年)。

(6) 藪田嘉一郎「天智天皇八年紀斑鳩寺災の記事について」(大和志一〇一六、一九四四年)。

(7) 坂本太郎「天智紀の史料批判」(『日本古代史の基礎的研究』上、一九六四年)。

(8) 例えば、天智九年六月、同十年四月是月、同年是年の各条など参照。

(9) 福山敏男「法隆寺問題管見」(『日本建築史研究』、墨水書房、一九六八年)。

(10) 『補闕記』の引用は、飯田瑞穂「上宮聖徳太子伝補闕記」について、特に本文校訂に関連して、(中央大学文学部紀要 史学科二二号、一九七六年)に翻印の彰考館本により、一部、『統群書類従』本によって妥当と考えられる欠字を補った。句読点は新たに付した。へく内は原注。

(11) 『伝暦』には「無有其屍」とあり、意味の上からも、「有」の上に「無」乃至「无」を脱している可能性がある。

(12) 新川登龜男『上宮聖徳太子伝補闕記の研究』(吉川弘文館、一九八〇年) 一九七頁。以下、新川氏の見解は全て本書による。

(13) 大橋一章「法輪寺の建立を伝える文献について」(早稲田大学大学院文学研究科紀要(文学・芸術編)三五号、一九九〇年)。なお福山敏男「法輪寺の建立に関する疑問」(夢殿二冊、一九三四年)は、㊦㊧を膳臣家

記に基づくかとするが、それが当たらないことは、大橋論文の説く通りである。

(14) 神野清一「日本古代奴婢の研究」(名古屋大学出版会、一九九三年)は、後掲の『聖徳太子伝暦』の類似記事の方が「補闕記」より古いか、独自の原史料に基づいた可能性があると見て、「伝暦」を重視するが、「伝暦」が「補闕記」の記事を引用、敷衍していることは、「伝暦」巻末に見える撰者の言から明らかで、この解釈には従えない。

(15) この点については、とりあえず村田治郎注「前掲書三〇二頁以下参照」。

(16) 神野清一注「前掲書」も、「馬手」以下「何見」までの人名については同様な読み方を提示している(同書三二二頁注30)。

(17) 「万須等」の「等」は複数を表すかとも思われるが、『伝暦』の「益浦」を参照して全てを人名と解しておく。

(18) 「仕奉」のこのような用法については、正倉院文書の他田日奉部神護解(『寧楽遺文』下、九四七頁)参照。また法頭については、福山敏男「法隆寺政所并法頭略記」(『日本建築史研究 続編』、墨水書房、一九七一年)参照。神野清一注「前掲書」は、「伝暦」に拠って奴連麻呂の弟が法頭に仕えたと解するが(同書三〇五頁)、少なくとも益浦(万須等)を寺奴とするには従えない。

(19) 田中重久「聖徳太子御聖蹟の研究」(全国書房、一九四四年)三三〇頁に奈良県山辺郡朝和村長柄にありとするが未詳。

(20) 戸令20条。

(21) 持統朝の庚寅年籍は同三年（己丑）に造るべく下命があったが（持統

（一九九九年五月二六日成稿）

紀三年閏八月庚申条）、実際の作業は翌年（庚寅）から行われた（同紀四年九月朔条）。また大宝二年籍は、実際にはその後一二年かかって作ら

（追記）

れたが、正倉院に現存するこの戸籍の押縫には「大宝二年籍」あるいは「大宝式年戸籍」とある。

佐原真・田中琢編『古代史の論点』(6)（一九九九年十月、小学館）に掲載の
拙稿「論争と史実」は、本稿の論旨をやや視点を変えて述べたものである。
あわせて参照頂ければ幸いである。

(22) 井上光貞「庚午年籍と対氏族策」（『日本古代史の諸問題』、思索社、一九四九年）。

(23) 神野清一「律令国家と賤民」（吉川弘文館、一九八六年）四二頁以下参照。

(24) 角田文衛「紀寺の奴」（『律令国家の展開』、塙書房、一九六五年）、松崎英一「紀寺の奴」（九州史学五九号、一九七五年）。

(25) 丸山忠綱「家人・奴婢に関する一考察」（法政史学二六号、一九六四年）参照。

(26) 神野清一注14前掲書三〇五頁。

(27) 関野貞「法起寺法輪寺両三重塔の建築年代を論ず」（建築雑誌二三三号、歴史地理七・七・八、一九〇五年）。

(28) 鈴木嘉吉注4論文。

(29) 庚午年籍の関係史料については、渡辺直彦「『庚午年籍』覚え書」（国学院雑誌七一―一二、一九七〇年）があり、奈良国立文化財研究所編『飛鳥編年史料集稿』四（一九七八年）がさらに増補しているが、本史料にはふれていない。